

令和 3 年 第 11 回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 3 年 10 月 8 日

柳川市農業委員会

第11回柳川市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年10月8日 午後2時00分～午後2時54分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 18名 欠席者 1名

推進委員出席者 17名 欠席者 2名

議 題 議案第55号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第56号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第57号

1. 農地法第4条の規定による許可処分取消願について

議案第58号

1. 農地法第5条の規定による許可処分取消願について

議案第59号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第60号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第61号

1. 農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の変更について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. あっせん申出書の取下願について

4. 農業用施設への転用届出について

5. 農地改良行為届出について

その他

農業委員

出席委員（18名）

1 番 山 田 善 治
3 番 龜 崎 忠 治
5 番 古 賀 勝 次
8 番 三小田 由 勝
10番 田 中 満 義
12番 松 藤 一 利
14番 島 添 茂 樹
16番 園 田 清 美
18番 鐘ヶ江 ゆき子

2 番 高 田 一 利
4 番 吉 丸 隆 吉
7 番 大 渕 秀 樹
9 番 藤 木 彦
11番 松 藤 政 義
13番 松 藤 和 彦
15番 河 口 隆 光
17番 阿志賀 一 喜
19番 松 藤 正 之

欠席委員（1名）

6 番 椛 島 練 二

推進委員

出席委員（17名）

龍 繁 樹
藤 木 二三男
梅 崎 直 祝
野 口 秀 一
米 田 秀 俊
平 川 貴 大
浦 幸之助
三 浦 榮 一
江 口 克 子

藤 吉 利 広
椛 島 一 晴
古 賀 宏 義
櫻 木 利 和
高 口 勇 晴
松 藤 壽 稔
原 開 利
吉 開 健

欠席委員（2名）

龜 崎 壽 満

鶴 田 信 行

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 岡 本 斉 直

事務局職員 田 中 道 博

農政課長補佐 木 原 隆 文

午後2時 開会

○事務局長（乗富和也君）

それでは定刻になりましたので、第11回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。着席願います。

柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、松藤会長、よろしくお願いいたします。

○議長（松藤正之君）

皆さんこんにちは。本日は第11回柳川市農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

10月3日から稲刈りが始まりまして、御承知のように非常に天候にも恵まれて、順調に収穫作業が進んでいるようです。元気つくし、ヒノヒカリ、それからヒヨクモチ、こういう形で順次進んでいくと思いますけれども、10月の末まで、刈り取り作業があるかと思いますが、いずれにしても、けがのないように安全に作業いただくように思っているところです。

それから、新資本主義ということ掲げて岸田内閣が発足しましたけれども、私たち農業者、農家にとって一番身近な農林水産大臣には、九州出身の金子議員が就任されました。

皆様御承知のように、米のだぶつき、要は需要量が年々減少している。あるいは、コロナの関係で、そういうことで在庫がダブついて、米価がなかなか下げ止まりが止まらないというような現状だと思います。

そういうことで、新しい農林水産大臣にどういうふうな政策を実行していただくか、米価に対して、いろんな農業政策に対してされるのか、皆さんたちと一緒にしっかり注目していきたいと思っております。

本日の出席委員18名、定足数であります。また、17名の推進委員の方に御出席をいただいております。よって、ただいまから令和3年第11回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

令和3年

第11回柳川市農業委員会総会議案

議案第55号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第56号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第57号

1. 農地法第4条の規定による許可処分取消願について

議案第58号

1. 農地法第5条の規定による許可処分取消願について

議案第59号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第60号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第61号

1. 農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の変更について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出について
3. あっせん申出書の取下願について
4. 農業用施設への転用届出について
5. 農地改良行為届出について

その他

令和3年10月8日提出

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

○議長（松藤正之君）

今回提案しております案件は、議案第55号から議案第61号までの7件と報告5件であります。

本日の議事録署名委員に、7番大淵秀樹委員、12番松藤一利委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番を議題といたします。

本案は、〇〇委員の提出議案となっておりますので、柳川市農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇委員の退席をお願いいたします。

〔〇〇委員、退席〕

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

議案第55号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積1,595平米、外1筆、合計2,909平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、父親の〇〇さんから、子の〇〇さんへの所有権移転、贈与を行うための申請です。

こちらにつきましては、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第55号、申請番号1番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第55号、申請番号1番については提案どおり承認することに決定いたしました。

ここで、〇〇委員の退席を解除いたします。

〔〇〇委員、着席〕

○議長（松藤正之君）

続きまして、申請番号2番から4番を議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積119平米、小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積390平米、外6筆、合計8,138平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積958平米、外1筆、合計1,557平米、小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（岡本斉直君）

それでは、補足説明を行います。

申請番号2番は、〇〇さんから、〇〇さんへの所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号3番は、叔父の〇〇さんから、甥の〇〇さんへ農業者経営移譲年金の関係のため、賃借権の設定を行うための申請です。

代金は、物納で〇〇です。

申請番号4番は、経営縮小する〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへの所有権移転、売買を行うための申請です。

代金は2筆で〇〇円

以上、申請番号2番から4番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第55号、申請番号2番から4番について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第55号、申請番号2番から4番については、提案どおり承認することに決定をいたしました。

議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

続きまして、議案書3ページを御覧ください。

議案第56号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積380平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積371平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積180平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、資材置場。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積330平米、外1筆、合計362平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、駐車場、菜園。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積558平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇（各持分1/2）。転用目的、住宅用地。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人〇〇さんが、父親の〇〇さんから申請地を受贈し、一般住宅を建設するための申請です。

契約の種類は贈与。

申請番号2番は、譲受人、〇〇さんが、父親の〇〇さんから申請地を受贈し、一般住宅を建設するための申請です。

契約の種類は贈与。

申請番号3番は、譲受人、〇〇さんが、海苔用の資材置場を設置するための申請です。造成のみ行われる申請となっております。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号4番は、譲受人の〇〇、こちらは〇〇さんとなっておりますが、申請地に職員のための駐車場及び〇〇用の菜園を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は2筆で〇〇円。

申請番号5番は、譲受人、〇〇さんが、申請地に一般住宅及び車庫を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地で、第2種農地と判断します。本件は、集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号2番、3番、5番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、2番と5番は集落接続として設置されるものであり、3番については同一集落内に居住する者の、日常的に必要な施設と集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号4番の農地区分は、用途地域内の第1種住居地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第56号について御意見、御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第56号については、提案どおり承認することに決定

いたしました。

議案第57号 農地法第4条の規定による許可処分取消願についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

議案第57号

1. 農地法第4条の規定による許可処分取消願について

下記農地について許可処分の取り消し願いがあったので、承認方付議する。

こちらにつきましては、先ほどの議案第56号の農地法第5条の申請番号5番と同じ場所になりますので、先ほどの申請箇所5の箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、法律条文4条。農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積558平米。申請人、〇〇、持分1/2。摘要、許可日、令和元年5月27日。共同住宅1棟6戸。取消理由、共同住宅建築契約不履行のため。

○事務局次長（岡本斉直君）

それでは、4条の許可取消願について説明いたします。

本件は、令和元年5月27日に、所有者、〇〇（各持分1/2）の土地に共同住宅を建設するため、所有者である〇〇さんに4条許可が下りておりました。しかしながら、実際は履行されず、先ほど5条申請の5番で説明しましたとおりの内容で売却される運びとなりましたので、許可の取消願が出されたものです。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第57号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成多数であります。よって、議案第57号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

○議長（松藤正之君）

議案第58号 農地法第5条の規定による許可処分取消願についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の4ページの下段を御覧ください。

議案第58号

1. 農地法第5条の規定による許可処分取消願について

下記農地について許可処分の取り消し願いがあったので、承認方付議する。

こちらにつきましても、先ほど5条の申請箇所、5の箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、法律条文5条。農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積558平米。

譲受人、〇〇、持分1/2。譲渡人、〇〇、持分1/2。摘要、許可日、令和元年5月27日。共同住宅1棟6戸。取消理由、共同住宅建築契約不履行のため。

○事務局次長（岡本齊直君）

こちらについて説明いたします。

内容につきましては、上の議案第57号と同じような内容となっております。

〇〇さんの持分1/2について、〇〇さんが譲り受けて共同住宅を建設するための5条許可となっております。しかしながら、今回、5条のほうで売却という形になっておりましたので、その取消願が出されたものです。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第58号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第58号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第59号 農地移動農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

議案第59号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積1,746平米。申出人、〇〇。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積1,778平米。申出人、〇〇。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積1,617平米。申出人、〇〇。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積916平米。申出人、〇〇。

受理番号5番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積945平米。申出人、〇〇。

次ページを御覧ください。

受理番号6番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積462平米。申出人、〇〇。

受理番号7番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積970平米、外1筆。申出人、〇〇。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は柳川地区、2番は昭代地区、3番は両開地区、4番と5番は大和地区、6番と7番是三橋地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。議案第59号の申請番号1番は、推進委員の龍繁樹委員、藤吉利広委員、

申請番号2番は、推進委員の椛島一晴委員、梅崎直祝委員、古賀宏義委員、申請番号3番は推進委員の藤木二三男委員、亀崎壽満委員、申請番号4番と5番は推進委員の高口勇晴委員、平川貴大委員、浦幸之助委員、松藤稔委員、申請番号6番は推進委員の鶴田信行の委員、原壽利委員、申請番号7番は推進委員の三浦榮一委員、吉開健委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの15名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第59号については、先ほどの15名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第60号 柳川市農用地利用集積計画について、所有権の移転並びに利用権設定を議

題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案第60号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙のA4サイズ1枚つづりの農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和3年10月11日

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権移転。地目別、田。農用地の利用内容、水田。面積3万1,267平米。筆数19筆。売り手2名、買い手8名。

続きまして、裏面を御覧ください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇、地番〇〇。現況・田。面積3,795平米。所有権を移転する者（売り手）、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和3年10月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会、本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇。氏名、〇〇。外7件です。

続きまして、A4サイズを4枚、A3サイズ4枚つづりの、農用地利用集積事業公告概要表の利用権設定関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和3年10月11日

1. 利用権設定関係。こちらにつきましては、合計部分のみを朗読させていただきますので、No.7/7ページの合計の欄を御覧ください。

合計、存続期間、始期、令和3年11月15日。利用権の種類、賃借権、通年期間借地、通年。地目別、田。対象作物、水稻・麦・大豆。面積8万2,511.61平米。筆数532筆。関係農

家数、貸し手247戸、借り手170戸、外7項目となっております。

合計面積94万6,206.61平米。合計筆数586筆。合計貸し手274戸、合計借り手194戸。

詳細につきましては、別紙のA3用紙の各筆明細のとおりです。

以上で今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第60号について御意見、御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第60号については提案どおり承認することに決定をいたしました。

議案第61号 農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の変更についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに農政課より説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案第61号

1. 農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の変更について

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づき、柳川市長より意見を求められたの

で付議する。

こちらにつきましては、農政課より説明をお願いいたします。

○農政課長補佐（木原隆文君）

皆様こんにちは。農政課の木原と申します。よろしくをお願いいたします。

早速ですが、お手元に配付しております資料を確認したいと思います。4種類の資料を配付しております。

まず1つ目ですが、右肩に議案61号と書いてあります農業経営基盤強化促進法に関する基本構想の変更について。

2つ目に、右肩に資料1、基本的な構想（案）、それから、右肩に資料2と書いてある別冊1、第2、そして最後に、右肩に資料3、別冊2というものを御確認いただきたいと思えます。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

まず、右上に議案第61号と書いてあります農業経営基盤強化促進法に関する基本構想の変更についての2枚ものの資料をお願いいたします。

そして、1枚めくっていただいて、2ページをお願いいたします。

こちらには、農業経営基盤強化促進法の体系図を掲載しています。

上段のほうから、目的として幾つかございますが、「農業経営基盤強化促進法は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することにより、農業の健全な発展に寄与することを目的としています。」と。

次に、「この法律では、市町村等が経営改善に取り組む農業者の農業経営改善計画を認定する認定農業者制度や経営改善を計画的に進める農業者に対して農用地の利用の集積を行う利用権設定を行う利用権設定等促進事業などを設け、効率的かつ安定的な農業経営を育成するための施設を総合的に講ずることとしています。」

そして最後に、「また、農地中間管理機構の5年後見直しにおいて、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律による改正が行われ（令和2年4月施行）、これまで市町村段階で実施していた農地利用集積円滑化事業は農地中間管理事業へ統合一体化されることになりました。」となっております。

その下のほうには、体系図ですけれども、県の基本方針、そして、市の基本構想というの

があります。そして、その市の基本構想から左のほうに認定農業者制度とか、認定新規就農者制度、真ん中付近の緑色のところには、農業経営基盤強化促進事業として利用権設定等促進事業などがあります。

そして、右には青色のほうで着色しています農地中間管理機構特例事業等がございます。

1 ページに戻っていただきたいんですけども、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想の変更についてを御覧いただきたいと思います。

今回の改正ポイントをまとめておりますので、順を追って御説明を申し上げます。

まず1番で、基本構想変更の理由です。

農業の構造改革を進めるための農業経営基盤強化促進法の一部改正と県の基本方針が変更されたことに伴い、本市の基本構想を見直す必要になったためでございます。

そして2番、改正する内容ですが、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向を見直すもので、農林業センサス、県基本計画等を基に、経営体の数、耕地面積等を現状値に変更をするものです。

(2)で効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を見直すもので、営農類型を現在の12類型から、アスパラガス専作を追加し、13類型に変更しようとするものです。

(3)で新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標を見直すもので、現在の11類型から9類型に変更をするものです。

アスパラガスの1類型を追加し、「いぐさ、加工、水稻、麦、大豆」と、「花き、水稻、麦、大豆」と、「乳用牛、飼料作物、水稻」の3類型を削除するものです。

また、後ほど御紹介いたします。

(4)で農業基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項について、令和2年4月施行の改正農地バンク法・国基本要綱に基づき、農用地利用集積円滑化事業に関する記述を削除するものであります。

そして、(5)で効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」のとおり記載し——こちらは変更ありません。

それから、(6)農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項についても変更は行わないこととなっております。

次に、資料1のほうをお願いいたします。

1枚めくっていただいて、表紙の裏面の目次のほうから御覧いただきたいと思いますが、農用地利用集積円滑化事業に関する項目についてを削除しているところがございます。

そしてめくっていただいて、4ページをお願いします。

4ページの上のほうに、効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標を挙げていますが、いわゆる担い手への農地の集積についての目標で、県の方針に倣い、令和10年度までに80%を目標とすることとしております。ここでは、主に農用地利用集積円滑化事業に関する項目や文言の削除を行っているところがございます。

資料の2をお願いいたします。

資料2、別冊1となっておりますが、こちらには、営農類型で、米・麦・大豆といった土地利用型などの営農類型を示しておりますけれども、現在の主食用の水稻の作付率が51%となっております。このことから、水稻50%、大豆50%の割合で作付面積を調整し、変更をしておるものがございます。

変更している内容が、棒で消していたり赤文字になっていたたりしている箇所がございます。

ずっとめくっていただきまして御確認いただきたいと思います。

最後から2番目のページ、13ページになりますけれども、こちらにアスパラガス専作についての指標の例ということで、今回追加をいたしております。

続きまして、資料の3のほうを御覧いただきたいと思います。資料3、別冊2となっております。

こちらが、農業経営の規模、生産方式等々の、青年等が目標とすべき農業経営の指標ということでしております。

こちらについても、先ほどの資料2、別冊1と同様に、土地利用型については、水稻と大豆の作付面積を調整して変更を行っております。

めくっていただいて、4ページが、「いぐさ+加工+水稻+麦+大豆」という例でございます。

こちらと、めくっていただいて10ページ、11ページ。10ページのほうは「施設花き+水稻+麦+大豆」の型。

それから11ページのほうは、「乳用牛+飼料作物+水稻」という指標の例ということにしておりますけれども、こちらについて削除いたしております。

理由といたしましては、新たに経営を営もうとする青年等にとって、用地や施設などの確

保とって初期投資が多額であり、新規で取り組まれるケースがないなどの理由から削除をするものでございます。

最後、12ページのほうには、アスパラガスの専作を追加しております。

以上、足早になりましたが、要点のみの説明を申し上げました。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに農政課より議案の説明が終わりました。

議案第61号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第61号については提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の8ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年8月31日。農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積1,329平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。外5件です。

続きまして、議案書9ページの下段を御覧ください。

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年9月6日。農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積986平米、外1筆、合計1,956平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。

続きまして、議案書の10ページを御覧ください。

3. あっせん申出書の取下願について

下記農地について、あっせん申出書の取下願を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年9月21日。農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積3,017平米。願出人、〇〇。備考、令和3年5月24日付で申出書を提出されていましたが、諸事情により取り下げるものです。

続きまして、

4. 農地転用許可不要届出について

下記農地について農業用施設（転用面積200㎡未満）への転用届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年9月2日。農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積1,327平米のうち144平米。届出者、〇〇。耕作面積、49a。備考、農業用倉庫設置のため。

続きまして、議案書の11ページを御覧ください。

5. 農地改良行為届出について

下記農地について、農地改良行為届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年9月8日。農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積944平米。届出者、〇〇。施行完了後の営農計画、令和4年2月から作付け。予定作物、大豆・タマネギ。備考、盛土高90cm。

報告は以上です。

○議長（松藤正之君）

以上で議案及び報告は全て終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（乗富和也君）

2点、連絡をさせていただきます。

まず1点目は、先ほどあつせん委員に指名された推進委員の皆さんには、後ほど資料をお渡ししますので、よろしくをお願いいたします。

それから2点目は、次回11月の総会日程でございます。11月の総会を11月10日、水曜日になります。時間は午後2時から開催しますので、よろしくをお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○議長（松藤正之君）

これをもちまして、令和3年第11回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

午後2時54分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年10月8日

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

会議録署名委員 大 淵 秀 樹

”

松 藤 一 利